

大 個 審 第 34 号
(答 申 第 330 号)
平成31年2月19日

地方独立行政法人大阪府立病院機構
理事長 遠山 正彌 様

大阪府個人情報保護審議会
会長 柳井 健一

個人情報の取扱いに関する意見について（答申）

平成30年12月11日付け府は第3481号で諮問のありましたカルテ等に係る情報提供の申出について大阪府個人情報保護条例第8条第2項第9号に規定する個人情報の目的外利用及び提供の禁止に対する例外事項については、審議の結果、下記事項に留意して、個人情報の保護に万全の措置を講じることを前提に、本件提供に関して例外事項に該当するものとして取り扱って差し支えないものと認めましたので、答申します。

記

- 1 本件においては、申出者は弟であり、本人と関係の深い遺族であるとともに、本人の病状、治療等について医師から説明を受けるなど、申出者は本人の病状、治療等に関する情報について知る立場にあり、これらの個人情報を申出者に提供したとしても本人の権利利益を侵害するおそれはないものと思われる。
- 2 提供対象となる情報の中の第三者に関する情報のうち、大阪府はびきの医療センターの業務に関する情報及び医師等の職員に関する情報、その他医療機関及びその医師、看護師に関する情報、薬局に関する情報、介護施設に関する情報及び保険会社に関する情報を除く情報については、申出者から入手した情報を除き、当該関係者の同意を得た上で提供することとされたい。
- 3 申出者以外の親族に関する個人情報については、申出者から収集したもの及び申出者が了知していると認められるもの以外については、当該親族の同意を得た上で提供することとされたい。

(答申に関与した委員の氏名)

柳井健一、赤津加奈美、近藤亜矢子、長谷川佳彦